

只見

議会だより

125号

遊

心

決算特別委員会	2
一般質問	7
委員会活動報告	18

# 平成22年度 只見町全会計を

9月会議で  
認定

## 決算特別委員会でも全会計を審議

平成23年只見町議会9月会議が開催され、平成22年度に執行された只見町全14会計の審議を行いました。審議については、決算特別委員会を設置。町長・副町長・教育長他、担当課長から班長、代表監査委員等から説明を受け決算内容を審議しました。審議の結果、次の意見を付して全会計を認定しました。

一般会計を認定するに次の意見が付されました。

**補助金は公平に  
支出すべし！**

補助金予算の執行については、町民から徴収される税金、またはその他の貴重な財源でまかなわれているものであることを特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的な執行に努められたい。

**主要施策の成果説明  
書を作成されたし！**

決算年度における主要施策の成果説明書（事業の実績を説明す

る書類）の提出を平成23年度決算分からは実施のこと。

また、主要事業についても具体的にし、その成果を明確に示されたい。

**時代に合う**

**福祉施策を！**

財源の積み立てを行うときは総合的な施策の均衡を考慮し、福祉施策の企画立案等については時代の要請に充分応えるよう努められたい。

只見高校の生徒確保の手法を見直されたい！

県立只見高等学校の存続のため、生徒確保の手法を抜本的に見直し、将来に亘り安定した教育を町内で受ける事が出来るよう対応を検討されたい。

**車両の**

**計画的更新を！**

除雪用車両やスクーターバスについて、計画的に更新を行われたい。

**使用料の滞納解消を！**

集落排水使用料の滞納解消に向け、今後一層努力されたい。

集落排水事業特別会計を認定するに次の意見が付されました。



# 新潟・福島豪雨で被災された方々への支援予算を可決

## 被災支援10億円超を補正

先の新潟・福島豪雨により被災された方々の支援のため、只見町議会8月会議が開催され、当面必要とされる被災者支援関係予算が提案されました。

定例会でもある9月会議には更なる被災者支援の他に農地・林道関係等多岐に亘る復興のための予算等が提案され原案可決となりました。また、更なるきめ細やかな支援策を講じるため10月会議及び10月第2回会議を開催し、議案を審議しました。



一般会計  
10億円超を  
専決了承

新潟・福島豪雨は激甚災害法の指定を受けるほどの災害であるために想定されない予算が発生します。災害時には一刻を争う対応が必要となります。その

ため災害発生の場合には、予算を当局で編成し、即座に執行出来るように決めております。これを「専決(せんけつ)」と言います。

### 激甚災害法!?

大規模な災害等で生活に著しい被害を及ぼした場合、この法律の指定を受けることが出来ます。指定を受けると被災地域の施設や農地等の復旧事業に対し、従来からの財政援助よりもかさ上げされて、援助されます。

### 専決した主な予算

- 災害救助のための予算として  
2億2,000万円
- ・罹災見舞・災害弔意金関係
  - ・避難所設置に関する宿直費用
  - ・消防団関係費用
- 農地・林道復旧関係の予算として  
4億円
- ・農業用施設災害対応
  - ・集落排水施設復旧
  - ・林道の応急補修
- 公共施設復旧関係の予算として  
2億3千万円
- ・公営住宅等の復旧
- 水道・廃棄物に関する予算として  
2億円
- ・簡易水道の復旧費用
  - ・災害廃棄物の処理費用



8月会議では被災された方々の生活再建支援金や仮設住宅、道路災害の応急工事を行う予算を審議し、原案可決しました。

### 主な予算

仮設住宅用の土地確保(只見：新町)	500万円
仮設住宅を建設	4,600万円
生活再建への支援金を支給	6,750万円
道路災害の応急工事	1億1,500万円

仮設住宅等のため  
2億4千万円超を補正

どういった予算なのか？  
仮設住宅は町で6世帯分建設したい。県で4世帯分を建設する。只見・朝日地区に建設し、只見地区については民間会社の土地を購入し、対応したい。生活再建支援金は、床上それから半壊の被災者の方々に対して国の支援が無いことから町単独で支援をしたい。



今般の9月会議においては、豪雨災害に伴う細やかな支援の他、町内の企業に対して支援を行う予算等が可決されました。

一般会計 1億1,700万円を補正

主 な 予 算

農業関係

振興作物のトマトハウス新設を補助 1,551万円  
 豪雨災害にあったトマトについて  
 苗代の70%を補助 183万円

商工支援関係 土地購入費(長浜：杉沢) 400万円  
 家屋買収費 3,066万円

住宅関係 公営住宅改修等 412万円

教育関係 被災児童生徒への就学支援 650万円

住民関係 住民台帳システムの改修 1,838万円

この予算をピックアップ!!

土地購入費

400万円

家屋買収費

3,066万円

どういった予算なのか?  
 (予算説明の概要)

当町においては企業誘致が進まない状況がある。町内の雇用を確保するため、町内企業1社への支援を行いた

い。

只見町の工場育成導入促進要綱に基づく事業ということで認定をし、予算を提案した。経済状況が大変めまぐるしく変わり、スピード感を持って対応したい。

雇用は、現在社員は16名。支援後は30名程度になる見込み。

この予算  
 詳しく聴きたい

Q 家屋購入とあるがどこに家屋があるのか。

A 取得しようとしていた家屋は現在無い。建設された工場を取得したい。

Q 企業に対しこれだけの支援をする

A のであれば企業経営等の内容を説明されるべきでは。

A 大水害後、雇用の確保等、時間との兼ね合いの中から、なるべく短時間で実効を上げる手段と考えた時に、今般の予算の提案になった。

この議案  
 ちよつと待った

反対意見の要旨

予算説明資料には建物の位置は表示されているが、物件表示がない。  
 具体的にどんな物を購入するのか。  
 物件表示があって、初めて売買が成立するものである。  
 税金を使って夢を買うような公金執行は出来ない。

賛成意見の要旨

経済支援は若者定住につながる。  
 雇用が見込めるこのチャンスを逃すべきでない。

採 決

本案は、議長を除く11人で採決し、6対5で原案可決となりました。



# 主 な 予 算

<b>水害等被災関係</b>	
被災ごみの廃棄処分等	5,544万円
放射線モニタリング費用	31万円
<b>商工支援関係</b>	
※1 民間企業への工場建設支援	4,328万円
※2 民間企業への用地造成工事	138万円
※3 中小企業等豪雨災害復旧・復興支援	5,000万円
<b>農地・林道改修関係</b>	
農地・林道復旧関係	8億円
<b>公共施設復旧工事</b>	5億円
<b>高齢者等生活支援関係</b>	
除雪支援事業	350万円
住宅屋根除雪	200万円

新規の除雪支援制度を創設する他、新潟・福島豪雨の被災した商工業関係への支援予算等が提案されました。



10月会議

## 10億円超の補正予算を提案

### この予算をピックアップ!!

- ※1 民間企業への工場建設支援  
4,328万円
  - ※2 民間企業への用地造成工事  
138万円
  - ※3 中小企業等豪雨災害復旧・復興支援  
5,000万円
- どういった予算なのか? (予算説明の概要)
- ※1、※2については9月会議で議決した民間企業への支援について、予算を組み替えし、かつ増額して支援をしたい。
  - ※3については、被災した町内の企業等に対し補助率等を決め、復旧・復興を支援したい。

### この予算

詳しく聴きたい

**Q** 中小企業への復興支援予算について担当委員会で町の交付要綱の説明を受けていない。

**A** 県の交付要綱を基に不足分を吟味する予定だったが、どのように考えているか。

**A** なるべく早くに支援をしたい。町の交付要綱は案であり、

今後担当委員会で詰めていきたい。

**Q** 案であるからこれを担当委員会で協議後に予算化すべきではないのか。

**A** 被災されている企業の一早い復興のためである。商工会と協議をし、要綱案を作成した。

この議案 待った

修正動議(提案者他賛同者あり)  
工事費等については、

## 修正予算案

<b>商工支援関係</b>		
※1 民間企業への工場建設支援	4,328万円	0円
※2 民間企業への用地造成工事	138万円	0円
※3 中小企業豪雨災害復旧・復興支援	5,000万円	0円

地元民間企業に対する『異例の財政的支援』であり、前例となるため十分に検討し、効果を確認しなければならぬ。

また、中小企業等豪雨災害復旧復興支援補助は、担当委員会では県の制度化に合わせて町補助要綱を策定し、担当委員会と協議の上、予算化すべきものと指摘した。

今回の提案には改善の跡が認められない。早急に要件を満たして予算措置をすべきである。

## この修正案 ちよっと待った

### 反対意見の要旨

この予算を修正することは只見町にとって大変な意味を持つ。減額することが只見町のためになるとは思えない。

今回提案された予算については、透明性・応答性に欠けるため、商工振興費にかかる予算の「議会修正」の動議を提出する。

## 採 決

本修正案は、議長を除く11人で採決し、7対4で修正案を可決しました。

あくまでも修正は、部分的な修正のみであり、提案された動議内容以外の予算は原案可決されました。

# 10月第2回会議



株式会社季の郷湯ら里の経営不振を受け、町当局から株式会社季の郷湯ら里に3,680万円の出資をしたい旨の補正予算の提案と経営改善計画の説明がありました。

## 株季の郷湯ら里への出資金を否決

この予算を  
ピックアップ!!

株季の郷湯ら里へ出資  
3,680万円

どういった予算なのか?  
(計画書の提供あり)

株季の郷湯ら里は、平成16年度から赤字となっており、収支均衡が図れない実態があった。

昨今の風評被害等の社会的な要因もある。人員を整理し、現在40

名体制である。

経営陣を刷新し、経営改善を図ることで平成24年度は収支均衡を目指す。

株季の郷湯ら里からの要請もあり、発行可能株数736株分の購入金額を補正予算として計上した。

### この議案ちょっと待った

#### 反対意見の要旨

9月会議での季の郷湯ら里再生調査特別委員会中間報告(P21を参照)のとおり、当局より経営継続は困難と説明を受けた。

当社は指定管理者に不適合との委員会報告を本会議で承認されている。

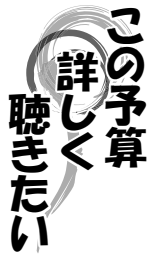
債務超過となった当社の増資は一時的な延命策でしかない。

#### 賛成意見の要旨

この季の郷湯ら里については公共性が大きいところである。課題を改善すれば経営が成り立つものと考ええる。

計画についてはぬるいと考えるが、今回の予算が湯ら里にいかなければ立ち行かなくなる。1日たりとも休ませてはならない。憩いの場でもある。

交流施設の役割もあり、今回の予算で課題が改善されることを期待し賛成する。



**Q** 次年度から収支均衡にするのとことだが、営業に携わる社員は何人いるのか。

**A** 営業の体制について、人数の計画までは示していない。

**Q** 3,680万円です足りるのか。効果があるとは思えない。

**A** 昨年の同時期の現金収支から見れば若干不足と考える。今回の町からの支援で状況が改善されると考える。

**Q** 3,680万円の出資を受けた株季の郷湯ら里は、この出資金を何に使うのか。

**A** これは出資金であるので、経営の安定化のためのものである。

**Q** 何人かの株主がいると思うが、他の株主等からの出資はあるのか。

**A** 今回は町の分だけである。

**Q** 他の株主等に出資の話や相談をされているのか。

**A** 相談はしている。

**Q** 相談されている上で、他の方々からは出資されないという

**Q** 出資される可能性はあるのか。

**A** 料金の抜本的な見直しをされているのか。

**Q** 再建計画は(株)季の郷湯ら里の取締役会議で決定されたものか。

**A** そういった会議で検討されたものである。

**Q** 出資金を投入して、確実に再生する自信の程を問う。

**A** 今回の出資金だけでは厳しいところである。しかし、これを機会に気力や気概を持つことで経営再建は可能であると考える。

## 採 決

本案は、議長を除く11人で採決し、5対6で原案否決となりました。

# 町政を問い、 ここから町を変える

## 一般質問

## 10人の議員が登壇

- 1 酒井 右一 議員  
・7・29豪雨災害の復旧方針と被災された町民への支援策について
- 2 鈴木 征 議員  
・豪雨災害に伴う今後の生活基盤等の再建対応について
- 3 新國 秀一 議員  
・地震・放射能・風評に続き、水害の被害について
- 4 大塚純一郎 議員  
・豪雨災害による支援と復興計画等について
- 5 藤田 力 議員  
・新潟・福島豪雨の検証について  
・地場産品や働き場の災害支援対策について
- 6 新国 守 議員  
・新潟・福島豪雨災害支援と検証について
- 7 佐藤 孝義 議員  
・県道布沢横田線の改良促進と松坂峠通年通行の働きかけの強化について
- 8 山岸フミ子 議員  
・高齢で低所得者への灯油代補助について  
・住宅リフォーム助成について
- 9 中野 大徳 議員  
・新潟・福島豪雨に伴う復旧対策について
- 10 齋藤 邦夫 議員  
・町民が安心できる復興対策を急げ

一般質問は、質問した順で掲載します。尚、一般質問は9月14日に行われました。



問

7.29豪雨災害の復旧方針と被災された町民への支援策について



酒井 右一議員

答

被災者の声を受け止め、関係機関と協議する

**酒井議員** 一般質問にあたり新潟・福島豪雨の被災者の方に謹んでお見舞いを申し上げます。

大洪水の原因には、集中豪雨のほか上下流にあるダムの放水と、

ダムの洪水調整に問題があったのではないかと、河川法との関連を町長はどう考えているかを問う。

**町長** 被災された方々からもそう聞いている。こうした声を十分受け止め、電力事業者等と引き続き話し合いをしていく。

**酒井議員** ダムのある町として災害後のまちづくりをどのように描いているか。都市計画や土地利用計画・産業の立地など総合的な考え方を問う。

**町長** 復興への基本理念は、将来に亘って安

心して暮らすことのできる安全な地域づくりと活力のある社会経済の再生であり、復興期間は5年間、当初3年間で集中復興期間とする。

**酒井議員** 洪水はダムの放流との因果関係がある。我々にとっては拭いきれない思いとしてある。町として最も大切なことは住民の生命や財産を守ることである。

河川法に照らし、この洪水は河川管理者（国）とダム設置者（電源開発株式会社）に責任はないのか。町長の考えを問う。

**総務企画課長** 河川法第48条と第52条の関係と受け止める。議員おっしゃるような規定になっている。河川管理者へもその辺を含め、電力事業者と併せて今後検討・検証していく。

**町長** ダムの設置者である電源開発株式会社、河川の管理者である国や県の責任はあると思っています。

今後、近隣町村と一緒に、総合的に原因究明をし、当然、責任を指摘しながら要望活動等を行う。

**酒井議員** 町長は電源開発株式会社から町民に対し、法の定めのとおりダム放水による洪水の危機の警告がされたかどうか確認しているか。

被害にあった方々は「寝耳に水だった。」「警告は無かった。」と言っている。

**総務企画課長** 7月29日の夕方から深夜、翌日の早朝にかけての通知・通報はありません。

**酒井議員** 町長の認識

は、河川管理者の福島県知事と、ダムの設置者の電源開発株式会社、そして被害を受けた流域住民と町、これは洪水に因果関係と責任があるとのこと。風化してしまわない早急な時期に関係者の



説明会を開催されたい。

他に「町内経済事業者に対する支援について」「消雪・融雪助成事業にかかる改正と充実はどのよう具体的に質されたか」について質問がありました。





鈴木 征議員

問

豪雨災害に伴う今後の生活基盤等の再建対応について

答

住宅の早期修繕等に取り組む

**鈴木議員** 豪雨災害に伴う今後の生活基盤の再建対応を問う。新潟・福島豪雨は只見町に甚大な被害をもたらした。一日も早い復興が必要と考えることから次の5点を問う。

1. 現在修復中の沖下住宅の修繕完了の見込みと建設予定である仮設住宅の竣工の見込み。
2. 国道289号樋戸地内の花立橋の落橋、国道252号線滝沢スノーシエット内の地盤崩落、田子倉ダム展望台までの土砂崩れによる通行止めの復旧見通し及び通行不能となった各橋の復旧見通し。
3. JR只見線は、只見高校への通学や町外病院への通院のために必要な路線である。早期復旧に向けた町の取り組み。
4. 只見保養センターについて、雇用の確保の面等も踏まえて改築すべきと考える。

5. 被災者に対し、集落排水の特別減免措置をさせたい。

**町長** 住宅については現在、早期修繕完了を目指し取り組んでいる。10月中には全戸への入居が可能となる見込みである。

仮設住宅については11月中には建設される予定である。

国道の通行不能区間の早期解消については、あらゆる機会を捉え県に要望している。

花立橋については9月中に仮橋工事が発注される予定であり、降雪前には通行可となる予定である。本橋の復旧期間につきましては2年程度かかる見込みである。

JR只見線については、会津地方にとって大切な鉄道路線であることから、被災後直ちにJR福島支店等に対し議長と共に早急な復

旧を要望した。保養センターについては、今後のあり方について観光開発審議会に諮問し、検討を行っていききたい。

災害の影響により、断水が発生し、利用者の方々には大変ご迷惑をおかけした。

現状を踏まえ、水道使用料及び農業集落排水使用料の減免措置を講じる予定である。

**鈴木議員** 仮設住宅を11月の中頃に建設予定とすれば、80日間、約3ヶ月近く避難所での避難を余儀なくされる。仮設住宅は、只見でも新町、雨堤の方は、雪が深い。それゆえに2階建てにするのか、一時凌ぎのプレハブの平屋建てとするのか。

**副町長** 仮設住宅については、県の事業で建設される。建設については、こ



の豪雪を考慮した床高で、屋根についても雪に配慮されたものとなる。

また、断熱性を確保したものを建設するよう県に要請している。

**鈴木議員** JRであるが、この要望運動については、各種団体ある

いは地区代表の方々と一緒に陳情をされるべきである。

**町長** 各種団体については、会津総合開発協議会、南会津の町村会等があり、それぞれが限られた期間の中で要望を展開している。

# 問 地震・放射能・風評に続き、水害の被害について



新國 秀一議員

## 答 当面は災害復興対策が第一

**新國議員** 大災害により全ての業種が被害を受けており、町の経済は大変厳しい状況にある。  
今後の町の復興計画、安全・安心の町づくりを問う。

**町長** 当面は、災害復興対策を迅速に進めることが第一であると考えている。

これらの対策の中には、国・県の支援を受けるだけでなく、町独自の支援策も考えていく。

更なる独自の支援策については、議会と協議しながら進めていきたいと考える。

更に単なる復旧に留まらず、これまで以上の地域を目指す復興計画を策定し、将来に亘り安心して暮らせる安全な地域づくり、活力のある社会経済の再生に取り組んでいきたいと考える。

**新國議員** 全力を尽くしてインフラ整備に努められたい。  
災害復興について問う。

新潟・福島豪雨によって、町内農家、工商业者、一般の方々は大なる被害を受けている。

農業については、補助金制度が整備されている。  
商工業への支援は無いのか。

**町長** 今回の只見町の水害における一番のダメージは、60店舗に及ぶ商工関係に被害を受けたこと。

これまでの自然災害において、これほど商工関係の方々が被害を受けた経過は無い。

そういう流れの中で、どういう制度が出るのか、どういう制度が出来るのか。9月会議の中で制度として、皆様方に示すまでには至っていない。

町独自の施策がどのような形で組めるか検討しているところである。

**新國議員** 被害を受けた商工業者も再開を目指して頑張る意欲を持っている。

しかし、復旧・復興には多額な資金が必要となる。  
また、廃業せざるを得ないような企業が出れば、町の経済が益々衰退してしまう。

是非、町単独での政策でも良いので、商工業者に暖かい手を差し伸べていただきたい。

最後に只見の住民が思っている事を代表させていただく。  
今回の大水害については、最大の人災である。

最も大きな理由は人命を無視した発電放水に間違いないと確信している。  
無計画な放水が二次



への説明会を設けさせていただくよう申し上げている。

この他に「国道252号の長期通行不能関係」について質問がありました。

**町長** 議会終了後早い時期にまずもって議会

災害を招いたと考えている。  
早い段階で電源開発株式会社からの明確な説明会等を要求された。





大塚 純一郎議員

# 問 豪雨災害による支援と復興計画等について

## 答 制度等を活用し対応していく

**大塚議員** 新潟・福島豪雨は町内に甚大な被害をもたらした。河川は壊滅状態である。家屋等にも大きな被害が生じ、復旧への早急な対策が最重要課題であるとともに二次災害の心配のない安全対策が求められる。

次の3点を質問する。  
1つ目。被害を受けた町民への支援制度を具体的に示されたい。  
2つ目。集落の集団移転等も視野に入れた復興計画はあるのか。  
3つ目。想像をはるかに超えた甚大な被害を受け、今後の復旧・復興について、新たな発想での協力体制等が必要ではないか。

**町長** 被災者支援制度については、給付制度、融資制度、税や医療関係では、被害程度及び所得金額により減免がある。産業振興事業の支援

策については、集落区長を中心に被災地の暫定復旧事業を展開していく。  
被災した農地・農業用施設及び林道復旧に向けて、災害復旧事業の申請をしている。  
住宅・農地等の復旧及び確保については、地域の方々との意見交換を行い、対策を講じていく。

**大塚議員** 今現在の農業関係に対する支援策を問う。

**産業振興課長** 認定農業者関係が今後の農業を担っていくために機械等が被災した場合、その修理・更新の支援や県の補助事業と町の補助事業の組み合わせによる資材関係等の支援がある。

**大塚議員** 農業振興にはいろいろな補助制度がある。

**大塚議員** 被災された事業所関係者は、自力で直したいと聞いている。プライドを持ってやっている方が全てである。手厚い支援策を考えられたい。

**町長** 可能な限りの支援をしていきたい。

**大塚議員** 被害のあった集落に対して、被害の実態調査、災害箇所への報告はあったか。

**産業振興課長** 担当職員が現地に赴き、区との情報を突合させ、震災の実態を把握をした。

**大塚議員** 災害対応についてどういう説明をされたのか。聞いたところによると、区に丸投げ状態との話もあるが。

**産業振興課長** 農業関係に関する集落支援事業と思われる。これは区が事業主体である。区長と連絡を取り、相談を受けながらやっている。

**町長** 地域密着型の活動できる場にとのことだろうと考える。その意は踏まえて頑張っていく。

**大塚議員** その昔頑張っていたられた方々によるシルバー人材センター的なものを立ち上げ、その活用・運用方法を検討されたい。



# 問 新潟・福島豪雨の検証について



藤田 力議員

## 答 関係資料の要求し、説明を受ける

**藤田議員** 今回の水害、ダムからの放流が適正だったのか、町民は大きな関心を持っている。操作規定を含め検証が必要と考える。また、住民説明会を開き、町民の理解を得る必要があると考える。

**町長** 災害後すぐに電発の東北支店長に次の5項目をお願いしている。

1つ目は、今回の豪雨災害では生命の危険を感じた住民がおられたという実態への理解。

2つ目は、豪雨時の発電ダムの運用にあたっては、急激な放流等によって下流域に洪水被害を起こさないように措置すること。

3つ目は、ダム放流の管理にあたっては、地元密着型の管理をお願いしたい。

4つ目は、河川幅や横断面等放流量の検証をすること。

5つ目は、ダム放流量、開始・停止時間等をデータとして提供の事を申しあげた。今後の対応としては電源開発株式会社から直接、議会への説明を申し込んでいる。

**藤田議員** さらに災害を大きくした原因の1つが河床に土砂がたまり河床が高くなったことが挙げられる。河川管理者に河川内の立木の伐採を含め、河川管理の徹底を求める考えはないか。

**町長** 今後、さらに管理を密にしていきたい。被害後の河床上昇箇所には除去事業が計画されている。

**藤田議員** 今回の洪水について、サイレンが鳴り、住民への周知があったかどうか、これが大きなポイントの1

つだと考える。これについて当局は確認しているのか。

**町長** 電発から放流1時間前に町にファックスで通報をいただくといい取り決めになっている。29日は午後2回、ファックスでダムに関する通報通知を受け、受領の返答をしている。

ただ、夕方、5時以降は伊南川発電所が水没した為に町内が停電になった。それ以降、ファックスも電話も町

の方に通報連絡は無かった。

## 問 地場産品や働き場の災害支援対策について

### 答 しっかりと対応する

**藤田議員** 今回の災害で山菜加工場やイワナの養殖施設など只見の貴重な地場産品の生産施設が甚大な被害を受けた。

また、黒谷では工場

がまるごと流失する被害もあった。

こうした被害は町民の働き場に直結している。一日も早く操業できるような施設整備に温かい支援をすべきと考

える。

**町長** 地場産品の生産は産業としては勿論、町の魅力にもつながるものである。

また、事業者の被災は地域の雇用にも影響を及ぼすものである。企業の果たす役割を認識し、被災された業者の支援についてはしっかりと対応する。







新国 守議員

## 問 新潟・福島豪雨災害支援と検証について

### 答 原因を究明し安全なまちづくりに取り組む

**新国議員** 新潟・福島豪雨災害支援と検証について質問する。

激甚災害に指定されたが、どういった事業が該当し、どのくらいの金額になるのか。

2つ目は支援制度の中身が分かりづらい「住宅の応急修理制度」の説明をされたい。

制度が創設された経緯とその運用条件。

町が指定する業者に依頼とあるが指定する業者の定義。

避難所等での避難生活または仮設住宅を利用しない事が条件とはどういう見解なのか。

指定業者の見積書で支援の全てが決まるのか。制度が出されたのが盆過ぎの19日と記憶している。住宅の修理を急がれた方もいる。その辺はどうか。

他市町村で生活していった自分の家が災害に遭った場合、この制度に該当するのか。

3つ目、小出・会津坂下・会津若松の病院へ通院する際の公共交通であるJR只見線しか利用出来ない方の対応を町はどのように考えているのか。

4つ目、今回の災害に対し復旧を早急に行い、検証が必要と考えるが今後の町の対応を問う。

**町長** 激甚災害には公共土木施設災害復旧事業、農地等の災害復旧事業が該当し、総額で14億1000万円と37億5487万円となる。

住宅の応急修理制度は、県知事が7月28日からの大雨の被害に係る要綱を定めた事により制度が創設され、取り扱いが可能となった。

指定する業者とは町の入札参加資格等の要件があるが、今回は申し出のあった業者を施工業者として認める事としている。

避難所生活または仮設住宅を利用しない事とは、応急修理をすることにより自宅での生活を可能にする為である。

修理制度の適用は、その住宅の修理項目を依頼者と相談し、制度に見合うよう見積書を作成頂いている。

他市町村で生活されている場合は、自宅で生活出来るよう応急修理するのが目的なのでこの制度の対象外となる。

JR只見線復旧の取り組みについては、事業者及び国に早期復旧を要請する考えである。

その間、町民の皆様にはご不便をおかけすることになる。

災害からの復興については、災害復旧を迅速に進め、災害の原因について明らかにし、住民が安全に暮らせる町づくりに取り組むたい。

**新国議員** 町が代替輸送の対応をする考えの無い事は分かった。

残念である。色々な支援制度が出ているが該当するかしないかを個人が判断出来ない。「減免制度・支援制

度に該当します。」という文書を出す配慮をして欲しい。

**保健福祉課長** 対象者を把握し、通知を発送する段階まで進めている。



問

県道布沢横田線の改良促進と  
松坂峠通年通行の働きかけの強化について



佐藤 孝義議員

答

住民会議等と力を合わせ取り組む

**佐藤議員** 今回の新潟・福島豪雨災害により国道252号は新潟県境側も金山町側も寸断され、只見町は国道289号からしか入ることが出来ず、袋小路になっている。

現在も復旧の見通しが出ていないのが現状である。

そこで当町と隣の金山町を結ぶ、会津若松市方面への最短の迂回路である県道布沢横田線、松坂峠の改良と冬期間も通行出来るよう、町をあげて県へ要望すべきと考えるが町長の考えを問う。

**町長** 本路線は布沢地内県道小林会津宮下停車場線から金山町横田地内国道252号に通じる地域間を結ぶ重要な路線であり国道の迂回路である。

また、今回の豪雨災害により通行不能となった国道252号の代替

機能を有する重要な路線である。

以前から通年通行と危険箇所の整備促進は重要な課題と認識し、関係する只見町・金山町・昭和村の3町村で県道改修促進期成同盟会を組織し、現地調査や関係機関への要望を行っている。

今後とも、国道の代替県道として、地域間の交通網を確保し、生活・医療・防災等の向上を図るべく、議会、地域の方々と共に整備促進を推し進めていく。

**佐藤議員** この道路は、互いの町への通勤に利用されている人も多く、町境にある。「癒しの森」にも毎年5千名からの観光客が入ってくるようになった。

町の位置づけも期成同盟会等特化して考えられたい。

が運動してきたトンネル化の話も再浮上しても良いと考えるが、町長の考えを問う。

**環境整備課長** 布沢横田線は、252号の代替えということで、過去も今も大変重要なものとなっている。

昨年のトンネル化の住民会議に同行したが、昨年は予算の関係でということの良い返事はいただけなかった。

以前、ふるさと林道で布沢の胡桃沢から金山町の藤倉までという計画があったが事業費等々の面で現実に至らなかった。

短いトンネルになるか、一番難所のヘアピンカーブを解消するルートが現実味としてはあるのではないかと考える。



**町長** この松坂峠に対する位置づけが一地域の方々の要望事項だという形では認識されていないかった面が強かった。

災害があつて改めて県・国に対する費用対効果と云うことに対し萎縮することなく、地域づくりの観点からも、道路というのはこの南

会津、奥会津にとって重要なんだという認識を改めて意を強くした。

今後は行政サイドでの運動と同時に、これまで地域住民の取組んでこられたトンネル化を推進する住民会議が、いろいろ交流促進を図っていることから、一緒に力を合わせて取り組んでいきたい。





山岸 フミ子議員

## 問 高齢で低所得者への灯油代補助について

## 答 色々な方々の評価を頂きながら実施する

**山岸議員** 毎年生活支援として灯油代補助を求めてきた。今年度も災害等により大変厳しい状況であると推察する。町民の方々に喜ばれているこの制度。雪深く、自然環境の厳しい只見町ならではの制度として継続する考えはないか。

**町長** 灯油価格高騰等の経済的支援として実施してきた。東日本大震災による風評被害、7月の豪雨災害による町内経済の視察も必要と考える。豪雪地帯で安心して暮らせる一つの支援策として検討する。

**山岸議員** 自然環境の厳しい只見町。灯油は生活の必需品である。只見町の誇り高い灯油代補助制度。是非継続すべきと考える。検討という曖昧な言

葉ではなく、はっきりした答弁をされたい。継続されるならば、住民間で不公平感を感じておられることもあるように聞く。町民間でいがみ合うような事があるならば、私の真意とするものではない。

## 問 住宅リフォーム助成について

## 答 復興計画の中で提案したい

**山岸議員** 前議会でも質問した。検討するとの答弁であった。平成12年度に社会資本整備総合交付金制度が創設された。その交付金を活用し、早期に町の助成制度を創設すべき。

**町長** 自治体独自の提案による地域の住宅政策として行う提案事業で、活用について引き

民生委員の意見を聴くなりして検討された。い。

**町長** 今回の検討は実施するという方向での検討である。実施にあたっては色々な方々の評価を頂きながら実施する。

続き検討していく。

**山岸議員** 公共性のものだけでなく、個人の家の畳・屋根の修理・ペンキ塗装等を含む改修も対象となるのではと話をした。この交付金は活力創造、安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実施するための支援制度である。

この制度を活用すれば、町の財政負担、又今回の水害で悩んでいる町民の生活再建にも役立つものと考ええる。効果促進事業という制度もある。この制度は基幹事業の効果を一層高めるといふものである。町民の命と財産を守る為の有効な交付金を活用すべき。

**副町長** 今年度実施するというよりは、今後町の方での住宅政策を取り組んでいく中で、こういった交付金を十

分活用しながらより効果的な事業を実施していく。

**山岸議員** これから安全・安心な只見町を作っていくために必要なものがいっぱい含まれている。是非検討されたい。

**町長** 元気のある地域作りのために住宅政策は欠かせないものである。復興計画の中でもきちんとした計画を提案していきたい。



## 問 新潟・福島豪雨に伴う復旧対策について



中野 大徳議員

## 答 制度の弾力的な運用を国・県に働きかける

**中野議員** 国道、町道、農地について復旧の見通し、時間を問う。

**町長** 国道、町道の復旧は、公共土木施設災害事業国庫負担法、農地・農業用施設、林業用施設復旧は農林水産費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき復旧事業を行うこととしている。

復旧に要する期間は、原則3年で完了するよう負担金・補助金が交付される措置がとられている。

災害復旧事業は性格上、でき得る限り早期に完了することが必要となっているが、被災箇所や被災規模が甚大なものとなっていることから、緊急度を勘案しつつ、制度の弾力的な運用を国・県に働きかけていきたいと考えていく。

**中野議員** 大規模流出した農地について、耕地整理等も含めた復旧計画を問う。

**町長** 農地の災害復旧については、原形復帰が原則であるが、大規模の流出や陥没した農地については、農地災害関連区画整理事業により災害復旧事業と併せて行う。隣接農地を含めた一体的な区画整理を行うことも考えられる。

この災害復旧事業の実施には、復旧工事費より区画整理事業費用が下回っており、事業効果が高いことなどが採択要件となっている。また受益者の同意も必要である。

農地災害復旧事業と区画整理事業の経費を算出・対比の上、農家の方々へも説明を行いながら適切に対応していく。

**中野議員** 復旧に要する期間は原則3年であるが、完了するのか。

**産業振興課長** 農地関係の災害復旧については、その暫定法に基づいて行うということによって3年という規定がある。その中でも事故線越すことは可能だと指導を受けている。

今の段階で、明確に言い切ることはできないが、災害復旧制度の中で3年以内に終了するよう目指す。

**中野議員** 災害は、原形復帰が原則基本とのことであるが、堤防の位置や高さはどうなるのか。

**環境整備課長** 7月29日の豪雨については、記録的な豪雨であり、それに対応した堤防と敷堤をすれば、用地



がかかる。河川管理者である県の買い上げとなる。

どのような方法になるかというのを住民の皆様を示し、協議になると考える。

**中野議員** 集落に対する説明会が必要なのではないか。

**町長** 不安を解消しなければ地域の方々のこれからの営農計画、もしくは生活再建の指針が出てこないわけがあるから、そういった集落座談会等で十分、一緒になって意見交換をし、取り組んでいく。





齋藤 邦夫議員

## 問 町民が安心できる復興対策を急げ

## 答 関係機関の意見を頂き詰めていく

**町長** 今回の災害を受け、改めて危険個所の早急な整備と通常時の維持管理の充実を国・県に要望していく。災害発生の原因検証は今後の安全性の確保につながるものであり、ダム・発電関係市町村全国協議会や只見川流域町村と連携して発電事業者等と協議して参

**齋藤議員** この度の災害は桁はずれの降雨量と砂防施設等の荒廃、河床上昇等が被害を大きくした。治山・治水対策の抜本的な見直しと田子倉ダム放水と被害との因果関係等、今後の見通しや対策を問う。また、J R只見線、国道のアクセス、黒谷川・叶津川の復旧・農地復旧と住宅対策等、特に町民の生命と財産を守る災害に強い町づくりについて町長の考えを問う。

**齋藤議員** 各議員の指摘は、町災害対策は手緩い、速やかな対応、手厚い制度とわかりやすい対策である。もつと全町を挙げて対応すべきである。(昭和44年度災害対策の例を資料に基づいて

りたい。災害復旧の見通しは、国道252号会津若松方面は降雪前の交通確保、新潟方面は年内の交通確保は難しい。J R只見線は被害状況を調査中で復旧の見通しは立っていない。河川は県に早期復旧を要望中。主要町道は早期復旧に向けて準備を進め、農地災害復旧は原則3年間で完了したいが八木沢・叶津・黒谷地区等は河川や町道との調整で時間がかかる。特に集落保全・住宅対策は、住民の意思を尊重し対処したい。

**齋藤議員** 地域住民の意思を尊重した形で集落の保全、住宅対策を進めることが大事である。集落との協議が遅れてはいないか。

**町長** 昭和44年災害当時のスピーディーな対応には驚く。改めて第一義的な救助・救出、ライフラインの落ち着きも取り戻した中で、本格的な復旧・復興に入りたい。地域住民の方々の苦痛、希望や夢、安全・安心等、また、自分達の子供や孫が住めるように、復興計画の中の基本理念としては、安全・安心の地域づくりと地域経済活動の継続を申し上げ、今後それぞれの意見を頂き、具体的な内容を詰めていきたい。



**町長** 現段階では住民の方々が、その地において今考えておられること、悩んでおられることを受け止めながら今後の対応を図っていくということとは、ご指摘の通り大切であり、その方向にいち早く踏み込んでいきたい。

**齋藤議員** 町が電源開発株式会社からダム放水と被害の因果関係について、町民に説明するよう要請すべきである。住民が不安を持つような状態では、安全・安心の地域づくりには繋がらない。それが行政の責任であると考え

# 総務厚生常任委員会活動報告

## 事務事項 所調査

少子高齢化に関する調査  
平成23年7月新潟・福島  
豪雨災害に関する調査

平成23年7月新潟・福島豪雨災害が発生したため、委員会の担当する事項に災害対応に関する事項を追加し、調査を進めることとした。  
調査を行う上で、経済文教常任委員会と重複する面があることから必要に応じて合同会議を持ち共通理解を深めていきたい。

### 少子高齢化に関する調査

#### 通院手段の確保を

今回の豪雨災害で町外に向う際の公共交通が大きな被害を受けた。病状により若松・小出方面に定期的に通院されている方々が困っている現状がある。

復旧するまでの対応が求められており、当委員会として今後とも調査等の活動をしていく。

#### 安心・安全な除雪とは？

町の除雪支援制度である除雪支援保険制度の充実が求められている。町内には80歳を越えてもなお、屋根に上り、除雪している現状がある。  
除雪支援保険制度のサービス内容や保険料の支払い方法等、今後調査・検討をしていく。

### 平成23年7月新潟・福島豪雨災害に関する調査

#### 町当局の迅速な対応を評価

観測史上、類を見ない豪雨によって起きた今回の災害において、町当局の確かな判断と迅速な行動を高く評価した。  
被災された方々の町民税や介護保険料等の減免や被災家屋等に対する町・県・国・関係団体の生活

再建支援制度について確認をした。

#### ダム放流と

河川管理は適切か!?!  
今回の災害は、豪雨だけでなくダムからの放流が被害を大きくしたものと考えられる。  
ダム放流の実態検証が必要と考え、今後とも委

#### 避難所の整備充実を!!

雪の季節を迎えるにあたり、被災者の避難生活の充実及び雪に強い仮設住宅の建設を求めていく。

委員会として調査していく。  
また、河川の砂利堆砂・雑木の成長など河川管理上からの検証も必要と考え、調査していく。



### 正副委員長の異動がありました

	旧	新
委員長	藤田 力	新國 秀一
副委員長	新國 秀一	山岸 フミ子

# 経済文教常任委員会活動報告

## 所管事務調査事項

地域産業の振興に関する調査  
 生活環境の振興に関する調査  
 教育の振興に関する調査  
 平成23年7月新潟・  
 福島豪雨災害調査

所管事務調査事項に加えられた平成23年7月新潟・福島豪雨災害調査については、既存の所管事務調査事項との関連が強いことから併せて報告する。

## 地域産業の振興に関する調査

### 新潟・福島豪雨災害に関すること

8月2日（災害発生より4日後）に所管事務調査の追加を行い、町内の水害箇所を現地調査し、現状把握を行った。

災害発生からあまり時間が経っておらず、総括された情報はないものの被災された方々からの聴き取りや各委員の事前調査を基に調査した。

今後の復興計画を検討するとともに関係機関への働きかけ及び関係団体間の円滑な調整を促し、

迅速かつ柔軟な対応を図っていききたい。

### 中小企業振興対策について

事業拡大を視野に入れ、町内で頑張る企業の支援として、中小企業振興対策事業の説明を受けた。

## 生活環境の振興に関する調査

新潟・福島豪雨災害に関することとして、被災者の生活環境の改善を図るため、地域産業の振興に関する調査と併せて対応していききたい。

## 教育の振興に関する調査

東日本大震災による児童生徒の非難状況について確認をした。  
 新潟・福島豪雨災害による小・中学校の対応及び只見高校の現状等につ



いて確認をした。

只見高校の振興対策については、JR只見線が不通となっていることから他の調査事項と併せて関係機関へ働きかけを行っていききたい。

## 委員会視察研修について

7月25日から7月26日にかけて群馬県上野村に視察研修を実施した。

上野村では、高齢化社会をビジネスチャンスと捉え事業を展開している他、転入者を積極的に受け入れる住環境の整備に力を入れている。

また、転入者のニーズ等に対応した柔軟な政策を取り入れ、活性化を図り、成功している等の説明を受けた。

今回の研修を受け、比較検討をしながら当町の地域活性化事業等に取り入れる事が出来るよう活動していく。



# 議会改革推進特別委員会中間活動報告

## 議会の基本条例や議員定数の在り方を 継続して検討

### 議会改革と基本条例 のあり方について

議会の姿が町民に見えないことからその原因を協議した。

当委員会が考えるに議会と議員のイメージは当局案を追認するだけで、主体性と活力に乏しいと考える。

### 期待される議会の姿 とは

議会は議決に責任を持ち、当局の執行状況等を監視する。

情報公開機能を發揮し、行政情報等議会活動を通じて明らかにする。

政策提案機能により論点・争点を明らかにしてより良い結論を出す。

議会運営の現状を理解するため、条例、規則、要綱や議会運営に関する基準などを調査点検した。

### 議会改革で目指すべきもの

広報広聴活動等で自治体の課題の明確化。

執行機関と緊張関係を維持する議会。

議員間の切磋琢磨により政策を提言する議会。

### 議員定数について

地方自治法第34次改正の重点ポイントである地方議会の議員定数の上限撤廃の意義や議会の組織運営と機能を円滑に進めるために必要とする適正な議員定数、更には重要事項を決定するに当たって必要最低限の議員数等を協議した。

類似町村議会の実態等、資料に基づき今後調査することとした。

### 議会の議決事項の範囲 拡大について

議決事項の追加等、具体的な事案について検討を進めていく。

## 議会の監査機能について

議会選出監査を通して、監査機能の充実とあるべき姿を検討していく。





# 季の郷湯ら里再生調査特別委員会中間活動報告

## 現行の指定管理者は不適格

### 新たな運営体制方針に関する調査

現在の(株)季の郷湯ら里は、平成16年から7期連続赤字であり累積赤字債務6,000万円を計上し、更に本年は3,600万円の赤字が試算されるなど、経営的に非常に厳しい現状であることが判明した。

当委員会としては会社経営の根幹に関わる問題点について意見を付すことは法的に抵触する可能性があると判断し、審査対象外とした。

町当局の見解として、現状の運営状況では継続運営は困難と判断されている。

当委員会の適否調査においても(株)季の郷湯ら里は、指定管理者には適していないものと判断した。

第3セクターの会社であっても問題処理の手法としては、まず会社の責任を明確にすべきであり、

会社経営に関する全ての責任は代表取締役にあることから、法第244条第11項の適用も含めた検討をすべきと判断した。

よって施設の管理に係る基本協定第36条(指定の取り消し)の適用についても早急に検討すべきである。

当委員会として、当局に対し期待することは早急に再建計画を立案し、只見町交流促進センター(季の郷湯ら里)が一日も休館することなく続けて営業できる対策を講じることである。

### 施設整備の充実に関する調査

只見町交流促進センター(季の郷湯ら里)は、本町にとって欠くことのない施設として存続するため適切な保全管理を行うべきである。

以上が、当委員会に与えられた事案に対する調

査審議の経過である。

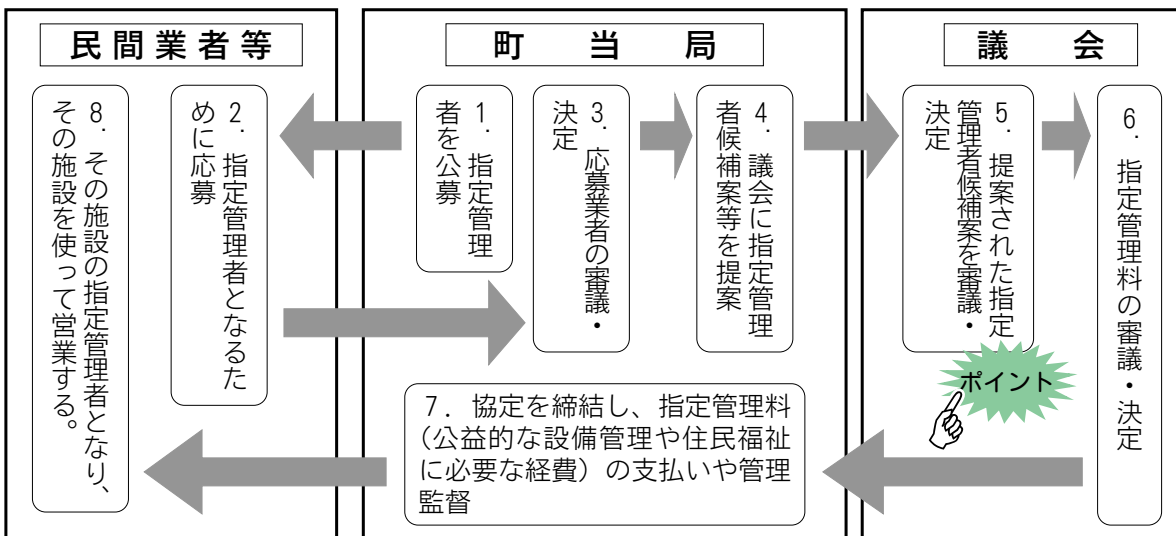
まとめとして、付託事案である新たな経営体制方針については、現時点において、(株)季の郷湯ら里が町との指定管理者契約に基づく営業執行中であり、これも議会が認めたこと等を考慮すれば、議会は町当局を先行した提案はすべきでなく、執行権者である町当局が一刻も早く成案を示すことが先決である。以上が当委員会の結論である。

### ここが大事!

町民の皆さんは、交流促進センター(季の郷湯ら里)と(株)季の郷湯ら里を混同されていませんか? 名前は似ていますが、交流促進センター(季の郷湯ら里)は町の財産です。

指定管理者である(株)季の郷湯ら里が、町の財産を使って営業しています。建物は指定管理者の財産ではありませんのでご注意ください!

## 指定管理者制度の流れ



お客様へサービスを提供

ポイント：現在、(株)季の郷湯ら里については、指定管理者として議会在が認め、その運営をされています。しかし、今般の委員会の審議において、経営に不安があることから不適格との結果を9月会議に報告し、全会一致で可決しました。

# 町民の意志を採択

## 重要文化財の

## 活用方針を

## 決定

# 採択

## 陳情

国指定重要有形民俗文化財「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」の収蔵、展示施設の整備に関する陳情

陳情者 明和地区区長連絡協議会

会長 馬場 光男

### 陳情の概要

旧朝日公民館に保存してある国指定重要有形民俗文化財の収蔵、展示施設を「会津只見考古館」と一体的に整備し、地域の文化拠点にしていきたい。

### 採択の理由

「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」については、当町の宝と認識しており、その価値の重要性及び保存・活用の在り方を検討していかなければならぬと考えております。

明和地区にある会津只見考古館では、古来から伝わる地域独自の生活様式をうかがい知ることが出来ることから、古来から現代の生活様式等の展示をその地域独自の風土や民俗を表す民具との一体的な保存・活用によって、学校教育又は社会教育や観光への効果が期待出来ると考えられます。

また、第六次只見町振興計画において、民俗文化財の保存と活用については実施時期が短期とされており、現在の民具保管施設の現状を考慮すれば、収蔵展示施設の整備は急務であると認識しております。

以上のことから陳情の趣旨は妥当と判断し採択としました。



\* 陳情書 住宅改修に係る助成等経済対策については、取り下げ依頼があったことからそれを了承しました。

### 編集後記

今回の豪雨による水害被害は過去に類を見ない結果になりました。家の再建を諦められた方も多数おられます。田畑に土砂が入り農業機械が水に浸かり来年からの稲作りを諦める方もおられます。見舞金や保証制度だけでは、仕事を継続して行けない現実があります。今、安心・安全が見えない中で、只見に住む事を諦めた方があります。公共交通が遮断されて通院等に多大な負担が掛っている現実があります。課題が散在しています。

議会は皆様の声を町政に反映し、一日も早い復興と安心で安全な町づくりを目指して議論を重ねて行きます。皆様の声をお聞かせください！

### 議会広報特別委員会

- 委員長 新国 守
- 副委員長 山岸フミ子
- 委員 齋藤 邦夫
- 委員 佐藤 孝義
- 委員 大塚純一郎
- 委員 中野 大徳